

定 款

任意団体

インドネシア教育振興会

任意団体 インドネシア教育振興会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、インドネシア教育振興会と称し、その英文表記を Indonesian Education Promoting Foundation、略称をIEPF(アイ イー ピー エフ)とする。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を富山県富山市に置く。

2 この会は、理事会の議決を経て、必要の地(国内・海外)に支部(事務所)を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、インドネシアをはじめとする東南アジア諸国の子どもの人権の擁護、教育環境の整備、教育機会の充実を図るとともに、日本と東南アジア諸国の市民的な相互理解と相互交流に貢献し、双方における環境・教育・文化・福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業

- (1) 教育の機会が失われている住民への教育機会の提供及び教育環境の改善事業
- (2) 教育教材の研究・開発に関する事業
- (3) 開発教育及び国際理解教育に関する事業
- (4) 現代社会の問題解決及び住民の自立を支援するための協力事業
- (5) 国境を越えた国際交流の推進事業
- (6) この会の活動または共有すべき情報に関する広報および出版事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的を推進するために必要な事業

2. この会は、次の各号に掲げる収益事業を行うことができる。その事業収益は、この会が行う特定非営利活動に係る事業に充てる。

- (1) 情報提供及び物品の販売
- (2) インドネシア国内における社会経済の発展に係わる事業
- (3) 調査研究の受託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
児童・生徒・学生は、この会の目的に賛同しボランティア参加することで会員となることができる
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 1 本会を営利目的に使用しないこと。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長(代表)が別に定める入会申込書により、理事長(代表)に申し込むものとし、理事長(代表)は、入会申込書(入会の意思表示が確認できるものであれば、様式は問わない)により理事長(代表)に申し込むものとする。正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長(代表)は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 児童・生徒・学生は、ボランティアの申し出により入会とみなし活動ができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。(会費の徴収が実施された場合)
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長(代表)が別に定める退会届を理事長(代表)に提出して、任意に退会することができる。

児童・生徒・学生会員は、申し出により任意で退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長(代表)、3人以内を副理事長(副代表)とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長(代表)及び副理事長(副代表)は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長(代表)は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長(副代表)は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局等)

第 20 条 この会に、事務局長その他の職員を置く事ができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は、理事長(代表)が任免する。

3 事務局の組織及び運営並びに職員に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長(代表)が招集する。

- 2 理事長(代表)は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長(代表)が招集する。

- 2 理事長(代表)は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長(代表)がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名または押印しなければならない。

(顧問)

第 39 条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者又は会に功労のあつた者から理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この会の資産は、理事長(代表)が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長(代表)が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長(代表)が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長(代表)は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この会の事業報告書、収支計算書、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 本定款 第 2 条 2 の必要の地(国内・海外)に支部(事務所)の事業並びに経費を必要に応じ、この会の会計並びに決算に合わせる事ができるものとする。

(海外における会計は、日本円並びに日本の会計基準に合わせて報告できるものとする)

(事業年度)

第 48 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除く。

(解散)

第 51 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(残余財産の帰属)

第 52 条 この会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は任意団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経る。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、インターネット上で行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、2000年4月1日から施行する。